- 1. 件名:日本原子力研究開発機構大洗研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談
- 2. 日時: 令和4年9月20日(火) 15時30分~16時40分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

# 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門 早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、 清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

燃料材料開発部 燃料試験課 マネージャー 燃料材料開発部 集合体試験課 研究副主幹 燃料材料開発部 燃料研究施設保全課 技術副主幹 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹他1名

# 5. 要旨

- 〇日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所照射 燃料試験施設、照射燃料集合体試験施設及び燃料研究棟の使用変更許可に 伴う使用前確認申請に関し、主に使用前確認の要否判断に係る事項について 各施設の担当者から資料に基づき説明を受けた。
  - ・照射燃料試験施設について
    - ✓ 変更許可を受けた解体撤去を行う設備のうち、「①No.16 グローブボックス」、「④No.12 セル内ボックス」、「⑨No.11 グローブボックス(廃液処理装置)」及び「⑩ローカルエアサンプリング装置集じん端(1台)」を使用前確認申請対象と考えている。
    - ✓ 上記以外の解体撤去を行う設備については、当該設備の撤去が既許可 の設備の安全機能に影響を及ぼすものではなく、使用施設等の保全上支 障のないものとして核燃料物質の使用等に関する規則(以下「使用規則」 という。)第2条の6第1項第5号を適用し、使用前検査のみを実施し、使 用前確認は要さないと考えている。
    - ✓ また、使用前確認については確認対象の2分割を考えている。今年度は 配管等からの設備の切り離しを行い、使用前確認を受け、次年度は、そ れらの設備の解体撤去について使用前確認を受ける方法としたい。

## ・照射燃料集合体試験施設について

✓ 変更許可された事項のうち、実験室グローブボックス及び分析装置の設置については、使用前確認申請の対象と考えている。また、維持管理設備となる設備機器については、設置されているセルとの接合部について特に変更の工事はなく、既許可の状態を維持し管理することから、使用前検査対象ではなく、使用前確認は要さないと考えている。

# ・燃料研究棟について

- ✓ 変更許可された事項は、資料にある7項目であり、その中の「(4) 保管廃棄施設の追加」が使用前確認申請対象と考えている。
- ✓ また、設備機器の変更を伴う「(5)非破壊計量装置の移設」及び「(7) 使用 を終了した燃料棒貯蔵棚の撤去」については、当該工事が使用施設等の 保全上支障がないことから、使用規則第2条の6第1項第5号を適用し、 使用前検査のみを実施し、使用前確認は要さないと考えている。
- ✓ なお、使用前確認申請に記載する検査の期日について、関連する他の認可との関係上、資料のとおり幅を持たせた記載としたい。

#### ○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

#### •共通事項

- ✓ 使用前確認申請前の面談は、主要な論点は「許可に係る設備機器等(以下「設備機器等」という。)について使用前確認を要さないことの確認」であり、今後の面談の際には、使用者が設備機器等に使用前確認を要さないと判断することについて説明する資料を準備すること。
- ✓ その際、前提条件として、計画している許可に基づく使用前確認申請の範囲、工事、検査工程等も合わせて説明すること。
- ✓ 使用前確認申請書の記載事項については、事前の面談の論点にはならず、必要に応じ、使用前確認申請後の面談にて議論する。

## ・ 照射燃料試験施設について

- ✓ 「⑫廃液輸送管の撤去」については、当該配管撤去後の放射性廃液系統 末端をフランジで閉止することから、「工事が許可によるものであること」に ついて使用前確認の範囲に含めること。
- ✓ 「維持管理設備」とする設備について、許可申請書に「核燃料物質の使用 禁止表示を行う」とあることから、当該事項を使用前検査に含めること。
- ✓ 解体撤去を行う設備のうち、グローブボックス(以下「GB」という。)内に設置され、通常のバグアウト作業により既許可の設備の安全機能に影響を与えることなく撤去できるとしている設備について、外部等との取合い等を含め、当該設備がどのようにGB内に設置されており、それをどのように撤去するかを示し、既許可の設備の安全機能に影響を与えないことを再度説明すること。

- ✓ 使用前確認を受ける検査工程等については、今回の説明資料に記載がないことから、原子力機構が計画している内容を資料にまとめ、改めて説明すること。
- ・照射燃料集合体試験施設について
- ✓ 維持管理設備となる設備機器について、使用前確認を要さないことについては了解した。
- ・燃料研究棟について
  - ✓ 「(5)非破壊検査装置の移設」は、変更許可の審査書の整理では「(4) 保 管廃棄施設の追加」に伴うものであることから、非破壊検査装置の移設に ついても使用前確認申請範囲とすること。
  - ✓ 「維持管理設備」とする設備について、許可申請書に「核燃料物質の使用 禁止表示を行う」とあることから、当該事項を使用前検査に含めること。
- ✓ 現時点で検査日程が不確実であれば、検査期日に幅を持たせて申請することについては特に問題ないが、日程が決まり次第、当該事項の変更の内容を説明する書類を提出すること。

以上、照射燃料集合体試験施設及び燃料研究棟については、規制庁のコメントを反映したうえで、適正時期に使用前確認申請書を提出すること。

また、照射燃料試験施設については、規制庁の回答等に基づく資料を作成し、 再度説明すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料1:照射燃料試験施設(AGF)に係る設備機器の撤去について

資料2: 照射燃料集合体試験施設(FMF)に係る使用設備及び分析装置の追加 について

資料3:燃料研究棟に係る保管廃棄施設の追加等について

以上